

## ○イランに対する資金移転の防止措置の対象となる核活動等に関連する活動

- 一 別表第一号から第五号までに掲げる貨物のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該貨物のイランにおける製造若しくは使用
- 二 別表第六号から第八号までに掲げる技術のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該技術のイランにおける使用

### 別表

- 一 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物（ただし、同項の中欄（一）に掲げる貨物のうち、低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの及び同項の中欄（二）に掲げる貨物のうち、軽水炉のための機材を除く。）
- 二 輸出貿易管理令別表第一の三の項の中欄に掲げる貨物のうち、（二）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）及び（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）
- 三 輸出貿易管理令別表第一中欄に掲げる貨物のうち、次に掲げるもの
  - イ 四の項（四）に掲げる貨物（ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品に限る。）
  - ロ 四の項（十三）に掲げる貨物
  - ハ 四の項（十五）1若しくは4に掲げる貨物（ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料に限る。）又は2に掲げる貨物
  - ニ 四の項（二十四）に掲げる貨物（振動試験装置若しくはその部分品又は電子加速器に限る。）
- 四 電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆薬表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置
- 五 トリアミノトリニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が一立方センチメートル当たり一・八グラム以上であって、爆速が一秒につき八、〇〇〇メートルを超えるものに限る。）
- 六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の二の項の中欄に掲げる技術（ただし、第一号において除かれている輸出貿易管理令別表第一における貨物に係る技術については、この限りでない。）
- 七 外国為替令別表の三の項の中欄（二）に掲げる技術のうち六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁及びウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに係る技術
- 八 第三号から第五号までに掲げる貨物に係る技術